卒業の認定に関する方針

九州電気専門学校

○　学則、履修規程に基づき卒業認定を実施

1）科目の履修については、年次毎に全科目を履修しなければならない。
2）科目の単位を取得するためには、その科目を履修し、試験その他定められた認定基準に合格しなければならない。
3）科目の単位認定は、担当講師が試験の成績、出席状況等を総合的に判定し、合・否を決定する。
4）校長は卒業及び履修年次決定の審議機関として、それぞれ卒業判定会議及び進級判定会議を置き、修業年限を満たし、所定の授業科目に合格した者に学生の卒業および履修年次を決定する。

・学則（抜粋）

（学科・修学年限および定員）

第 5 条　各学科の修業年限および定員はつぎのとおりとする。

学科名		修業年限	入学定員	総定員
電 気 工 学 科	全日制	2	100	200
	定時制	2	50	100
情報通信工学科※)	全日制	2	40	80
電気工事士科	全日制	1	40	40
	定時制	1	50	50

※）情報通信工学科は平成 18 年 3 月に募集停止、現在に至る。

（認定方法）

第 14 条　授業科目修了の認定は、学業成績、出席状況等を試験その他の適当な方法により総合的に判定し合否を決定する。

（合格基準）

第 15 条　授業科目修了の認定は、その成績を 100 点満点で表し、60 点を合格基準とする。電気工学科および情報通信工学科においては、合格した科目に所定の単位を与える。

（卒業）

第 17 条　校長は、第 5 条に定める修業年限を満たし、第 14 条の基準により所定の授業科目に合格した者に卒業証書を与える。

・履修規程（抜粋）

（単位の認定基準　規程時間の確認）

第 8 条　電気工学科にあっては担当講師が試験の成績と出席率及びその他総合的に判断し、その科目の認定を行う。

2　単位認定の成績評価には出席率の評価を 2 割程度加味する。

（合格基準）

第 9 条　学則第 14 条により授業科目修了の認定は、その成績を 100 点満点で表し、60 点以上を合格とし、60 点未満を不合格とする。

（成績評価基準）

第 10 条　成績評価は下表のとおりとする。

優	80 点以上から 100 点
良	70 点以上から 80 点未満
可	60 点以上から 70 点未満
不可	60 点未満

（卒業と履修年次の決定）

第 11 条　校長は学則第 5 条の修業年限を満たし、この規程第 9 条および第 10 条による各科目個々の認定結果を総合判定し、学生の卒業および履修年次を決定する。この場合、決定並びに決定後の学生指導等について、それぞれ卒業判定会議及び進級判定会議の議を経るものとする。

（卒業判定会議と進級判定会議）

第 12 条　校長は卒業及び履修年次決定の審議機関として、それぞれ卒業判定会議及び進級判定会議を置く。会議の構成、運営及び審議事項については別に定める。

以上